

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則
..... (子ども子育て支援課) 43

告 示

- 水域利用調整区域の指定..... (危機対策課) 43
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定の廃止..... (治山課) 45
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定の一部改正..... (治山課) 45
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 45

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 45

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年6月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式その1中「年1.5パーセント」を「年1パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則別記第7号様式その1の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則別記第7号様式その1の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第434号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

平成28年6月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成28年6月25日から同年8月21日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い100mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成28年7月9日から同年8月31日まで

3 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(Ａ点) 小樽市銭函３丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線３－１」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

(Ｂ点) Ａ点から基線３－１に平行する直線上の沖合方向170mの地点

(Ｃ点) 小樽市銭函３丁目51番地８西端境界線の北西方向延長線（以下「基線３－２」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｄ点) 基線３－２上で、Ｃ点から沖合方向210mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成28年７月１日から同年８月28日まで

4 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(Ａ点) 小樽市銭函３丁目51番地８西端境界線の北西方向延長線（以下「基線４－１」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｂ点) 基線４－１上で、Ａ点から沖合方向210mの地点

(Ｃ点) 小樽市銭函３丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線４－２」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｄ点) 基線４－２上で、Ｃ点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成28年６月25日から同年８月31日まで

5 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ点を結んだ線内であって、規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(Ａ点) 小樽市銭函３丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線５」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｂ点) 基線５上で、Ａ点から沖合方向250mの地点

(Ｃ点) Ａ点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(Ｄ点) Ｃ点から基線５に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成28年７月２日から同年８月28日まで

6 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊ、Ｋ、Ｌ及びＭ点を結んだ線内であって、規則第10条第４項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(Ａ点) 小樽市蘭島１丁目338番地４と小樽市蘭島１丁目339番地１の境界線（以下「基線６－１」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｂ点) Ａ点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(Ｃ点) 小樽市蘭島１丁目102番地４と小樽市蘭島１丁目102番地７の境界線（以下「基線６－２」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｄ点) 基線６－２上で、Ｃ点から沖合方向350mの地点

(Ｅ点) 小樽市蘭島１丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線６－３」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｆ点) 基線６－３上で、Ｅ点から沖合方向150mの地点

(Ｇ点) 基線６－２上で、Ｃ点から沖合方向150mの地点

(Ｈ点) Ｂ点から基線６－１に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(Ｉ点) 小樽市蘭島１丁目332番地２と小樽市蘭島１丁目333番地５の境界線（以下「基線６－４」という。）と海岸線が交差する地点

(Ｊ点) 基線６－４上で、Ｉ点から沖合方向350mの地点

(Ｋ点) 基線６－１上で、Ａ点から沖合方向400mの地点

(Ｌ点) Ａ点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(Ｍ点) Ｌ点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成28年7月8日から同年8月21日まで 7 浜中・モイレ海水浴場水域 (1) 区域 おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線7」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点 (B点) A点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点 (C点) 基線7と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点 (D点) C点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点 (E点) C点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに330mの地点 (F点) E点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成28年7月15日から同年8月21日まで 北海道告示第435号 昭和53年北海道告示第2609号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）及び昭和55年北海道告示第2328号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）は、廃止する。 平成28年6月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第436号 昭和57年北海道告示第395号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正する。 平成28年6月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 2の事項を次のように改める。 2 削除 北海道告示第437号	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成28年6月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 ナカヤマ沢川（I－06） 2 土砂災害警戒区域の表示 上川郡上川町東町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第79号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年6月21日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自動車（乗用自動車）1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供給し、1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 平成28年10月3日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者で
--	--

あること。

- (5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年6月21日（火）から同年7月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

- (2) 入札日時 平成28年8月2日（火）午後2時（送付による場合は、同月1日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達のうち最初の契約に係る入札の公告

平成28年2月23日付け北海道渡島総合振興局告示第30号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課

- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

- (3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., August 2, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than August 1, 2016)

C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416